

業務関係年表

1 組織沿革

年月日	概 要
昭和	
21.11.18	地方官官制の改正により衛生部設置。これにより、警察部所管の衛生行政が衛生部所管となる。(衛生総務課、公衆衛生課、予防課、防疫課、医務課、薬務課の6課)
23.5.18	医務課、公衆衛生課、予防課、薬務課の4課に統合される。
42.4.1	公衆衛生課を環境衛生課と改称(庶務係、栄養係、乳肉衛生係、食品衛生係、環境衛生係、水道係、環境整備係の7係)
44.4.1	環境整備係は、新設の公害課へ移管
47.4.1	水道係は、新設の環境整備課へ移管
49.4.1	水産衛生係新設 三次食肉衛生検査所設置(8月10日庁舎竣工)
51.4.1	衛生部を環境保健部に改称
52.4.1	栄養係は、公衆衛生課へ移管
53.4.1	庶務係を管理係と改称
55.4.1	動物愛護センター設置
56.4.1	水産衛生係と乳肉衛生係を統合、乳肉水産係となる。
59.4.1	三次食肉衛生検査所を広島県食肉衛生検査所と改称し、東部支所を設置
平成	
4.4.1	部及び行政組織の再編整備により、環境衛生課は、新設の福祉保健部の所管となり、係も環境衛生係、乳肉水産係、食品衛生係、水道係の4係となる。
13.4.1	行政システム改善計画に基づき、本庁組織のフラット化が実施され、課制から室への移行、総室の設置、係制を廃止しグループ制の導入などが行われた。環境衛生課は、新設の衛生・被爆者総室の下に、生活衛生室と食品衛生室になる。 また、福祉保健センター等主な地方機関が、7つの地域事務所に再編整備された。
18.4.1	本庁の組織改正が行われ、総室制から局制に移行した。福祉保健部衛生・被爆者総室から福祉保健部保健医療局になる。
20.4.1	本庁の組織改正が行われ、部局室制から局部課(室)制に移行した。保健医療局が保健医療部に変更、生活衛生室は生活衛生課に名称変更、食品衛生室は生活衛生課の課内室になる。

22.4.1	本庁の組織改正が行われ、生活衛生課は食品生活衛生課に名称変更、課内室である食品衛生室は廃止された。
23.4.1	本庁の組織改正が行われ、部が廃止された。また、局内の再編整備により、生活衛生グループ、水道グループ、食品安全対策グループ、食品衛生推進グループ及び乳肉水産グループの5グループとなる。
27.4.1	局内の再編整備により、生活衛生グループ、水道グループ、食品衛生グループ及び乳肉水産グループの4グループとなる。

2 生活衛生

年月日	概 要
昭和	
22.12.24	理容師法公布
23.5.31	墓地及び埋葬等に関する法律公布
23.7.12	興行場法，旅館業法，公衆浴場法公布
25.5.27	クリーニング業法公布
32.6.3	美容師法，環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律公布
32.6.15	旅館業法が改正され，構造設備基準が定められた。
32.8.	広島県環境衛生技術者協議会発足
32.10.1	公衆浴場入浴料金の統制額の指定が県知事権限となる。
42.8.19	環境衛生金融公庫法公布
45.3.20	管理理容師設置義務，不存在確認及び理美容所閉鎖命令禁止等請求について，2,588名が東京地方裁判所に提訴(被告広島県外 17 都府県知事)
45.4.14	建築物における衛生的環境の確保に関する法律公布
45.5.18	旅館業法が改正され，児童福祉施設等周辺の立地を規制
47.11.20	公衆浴場小規模設備改善資金として原資 1,000 万円を広島県公衆浴場業環境衛生同業組合へ助成
48.12.1	公衆浴場施設整備資金利子補給費補助制度始まる。
48.12.28	公衆浴場経営安定緊急補助金 1,200 万円を交付
49.4.11	環境衛生営業経営指導員制度発足
50.10.1	公衆浴場設備改善補助金制度始まる。
54.3.13	呉市住民から呉二河峽墓地の許可に対する行政不服審査請求
55.5.1	比治山陸軍墓地慰籍料請求について 261 名が広島地方裁判所に提訴(被告：広島県及び広島市)
55.6.1	興行場，旅館業，公衆浴場の営業許可等事務を保健所設置市に移管
56.4.1	財団法人広島県環境衛生営業指導センター発足
56.5.10	建築物環境衛生管理事業者の登録制度始まる。(登録有効期間 3 年)
56.6.9	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律公布
59.6.15	興行場法施行条例を全部改正(59.10.1 施行)
60.7.12	理容師・美容師・クリーニング師の試験制度が改正される。(61.4.1 施行)
60.8.8	住民 175 名から尾道保健所長が開霊山地蔵寺に対して行った墓地経営許可処分について行政不服審査請求(61.4.4 判決 棄却)
60.9.11	比治山陸軍墓地慰籍料請求訴訟判決，「原告らの請求をいずれも棄却する」と判決される。

60.12.24	興行場，旅館業，公衆浴場の相続，合併に伴う手続きを軽減 広島県コインランドリ - 営業施設衛生指導要綱を制定（61.10.1 施行）
61.9.27	クリーニング業法の一部改正により，クリーニング師，クリーニング業
63.5.1	務従事者の研修・講習制度が始まる。（元.4.1 施行）
平成	
2.7.13	理容師・美容師試験事務を（財）理容師美容師試験研修センターへ委任 する。
4.7.27	広島県環境衛生営業振興助成交付金要綱を制定
6.3.18	東広島市住民2名から（宗）牛田山観音寺に対して行った墓地経営許可 処分について行政不服審査請求（6.10.24 裁決 却下）
7.6.16	理容師法及び美容師法が一部改正され，理容師，美容師の登録及び免許 交付，試験の事務が知事から厚生大臣に移管（登録・免許交付：10.4.1 施行，試験：12.4.1 施行）
8.6.21	旅館業法が改正され，法の目的にサービス向上を追加した。
8.10.17	府中町多家神社の墓地に対する許可処分無効確認請求訴訟（9.12.16 裁 決 却下）
9.11.21	建築物環境衛生管理事業者の登録有効期間が6年に延長された。
10.1.27	理容師美容師養成施設指定規則が改正され，入所資格等が変更された。
10.4.1	福山市の中核市移行に伴い，県の事務を移管
11.3.29	墓埋葬法施行規則が改正され，改葬手続を明確かつ簡素化
11.10.1	環境衛生金融公庫と国民金融公庫が統合し，国民生活金融公庫が発足
12.3.27	理容師法，美容師法に基づく衛生上の措置に関する条例公布（12.4.1 施行）
12.3.27	広島県環境衛生適正化審議会条例公布（12.4.1 施行）
12.3.31	広島県環境衛生営業振興助成交付金要綱を廃止
12.4.7	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が一部改正され，環境衛 生同業組合の名称が生活衛生同業組合に変更
12.11.6	広島県環境衛生営業振興支援事業を創設
14.4.1	建築物衛生法の改正により登録業に2業種追加
14.12.20	クリーニング業に基づく必要な措置に関する条例公布（15.1.1 施行）
15.3.14	レジオネラ症発生防止対策を講じるため，公衆浴場法施行条例を一部改 正（15.4.1 施行）なお，これに伴い同法施行細則を一部改正（15.4.1 施行） レジオネラ症発生防止対策を講じるなどのため，旅館業法施行条例を一 部改正（15.4.1 施行）なお，これに伴い同法施行細則を一部改正（15.4.1 施行）

15.3.14	出張業務の範囲を定めるため、理容師法に基づく衛生上の措置に関する条例及び美容師法に基づく衛生上の措置に関する条例を一部改正（15.4.1 施行）
16.10.12	禁煙等を行っている施設の普及を踏まえ、興行場法施行条例を一部改正（16.10.12 施行）
17.10.1	生活衛生営業6法，建築物衛生法及び墓埋法における知事権限の事務について広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(以下、「特例条例」という。)により，三次市に事務移譲
19.3.9	理容師法施行条例及び美容師法施行条例を一部改正(19.5.1 施行)し，理・美容所における施設基準に隔壁による区画と洗髪設備の設置を追加
19.4.1	生活衛生営業6法関係の各施行細則を，様式を中心に大幅に見直し，施行（理容師法施行細則及び美容師法施行細則の改正は19.5.1 施行） 生活衛生営業6法，建築物衛生法及び墓埋法における知事権限の事務について特例条例により，竹原市，三原市及び東広島市に事務移譲（墓埋法のみ廿日市市に事務移譲）
19.10.4	国が「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」を通知
20.1.25	国が「建築物環境衛生維持管理要領」を改訂
20.4.1	生活衛生営業6法，建築物衛生法及び墓埋法における知事権限の事務について特例条例により，呉市(墓地等許可事務)，尾道市，廿日市市(墓埋法以外)，安芸高田市，江田島市，北広島町，大崎上島町及び世羅町に事務移譲 改正省令の施行により，理・美容師養成施設に係る事務が都道府県から国に移行
20.10.1	国民金融公庫は他の機関と合併し，(株)日本政策金融公庫となる。
20.12.1	公益法人制度改革が施行
20.12.12	従来のを改め，「公衆浴場等入浴施設におけるレジオネラ属菌自主検査について(フロー図)」を作成，また，「レジオネラ属菌自主検査の実施マニュアル」を新たに作成
21.4.1	生活衛生営業6法，建築物衛生法及び墓埋法における知事権限の事務について特例条例により，庄原市に事務移譲
22.4.1	生活衛生営業6法，建築物衛生法及び墓埋法における知事権限の事務について特例条例により，府中市，神石高原町に事務移譲 墓埋法施行細則の一部改正が施行（墓地等の経営，変更及び廃止許可申請書のほか，各種様式を見直した。）
22.9.15	国が「ネイルサロンにおける衛生管理における指針」を通知

22.10.1	国が建築物衛生法施行規則の一部を改正する省令を施行（届出事項「特定建築物維持管理権限者」を追加）
22.11.12	国が「クリーニング所における衛生管理要領」を一部改正(引火性溶剤を用いるドライクリーニング所における引火性溶剤取扱いを追加)
22.11.24	建築物衛生法施行細則の一部改正に伴う届出様式を定め，通知
24.4.1	地方分権一括法（第2次）の施行により，墓地等の経営許可事務を市に法定移譲
24.5.13	福山市内「ホテルプリンス」で火災。7名死亡。
24.3.22	県収入証紙廃止に伴い，興行場法施行条例を一部改正（25.11.1 施行）
25.4.1	地方分権一括法（第2次）の施行により，生活衛生営業6法の構造設備基準，衛生措置等の条例制定権が保健所設置市に法定移譲され，3市において制定した関係条例を施行
25.8.12	県収入証紙の廃止に伴い，手数料を受ける事務に係る申請書等の様式の「広島県収入証紙ちょう付欄」を「手数料欄」に変更（25.11.1 施行）
25.9.24	「広島県広域火葬計画」を策定（25.10.1 施行）
27.3.19	「広島県生活衛生関係不利益処分取扱要綱」等を策定（27.4.1 施行）
27.4.1	地方分権一括法（第4次）の施行により，理・美容師養成施設に係る事務が国（厚生局）から都道府県へ移行
27.5.11	建築基準法改正に伴い，旅館業法及び公衆浴場法，興行場法に係るしゅん工届の様式を改正（27.6.1 施行）
27.12.9	理容師法施行規則及び美容師法施行規則改正に伴い，理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については，同一の場所の開設を認める（28.4.1 施行）
28.3.17	理・美容師法施行規則の一部改正に伴い，理・美容所の開設届出書の様式を改正（28.4.1 施行）
28.3.30	旅館業法施行令改正に伴い，簡易宿所営業における客室の延床面積の基準を緩和（28.4.1 施行）
29.3.28	三原市内の入浴施設を原因とするレジオネラ属菌集団感染が発生し，公衆浴場法に基づく営業停止処分

3 水道

年月日	概 要
明 治	
23.2.13	水道条例公布
昭 和	
25.4.	地盤沈下対策簡易水道新設補助制度創設（補助率1/2）
27.4.	国庫補助制度創設（補助率1/4） 簡易水道県費補助制度創設
27.12.12	国が「水道料金について」を通知
28.4.20	国が「水道維持管理指針」を策定，通知
28.7.22	離島振興法公布（水道補助率35/100）
30.10.3	広島県簡易水道協会設立
31.11.5	（社）広島県簡易水道協会設立許可される。
32.6.15	水道法公布（32.12.14 施行）
33.4.	広域簡易水道に対する国庫補助制度創設
33.7.16	国が「水質基準に関する省令」を公布
37.4.	飲料水供給施設に対する国庫補助制度創設
41.4.	簡易水道国庫補助制度拡充（補助率1/3創設）
49.4.1	太田川東部地域水道用水供給水道が安芸灘地域へ給水開始
49.7.19	国が「湧水対策について」を通知
51.4.1	沼田川水道用水供給水道が一部給水開始
51.7.1	八幡川水道用水供給水道が一部給水開始
52.6.23	水道法改正（広域的水道整備，簡易専用水道の規制導入等）
53.3.	広島県水道整備基本構想（第1次）策定 広島地域広域的水道整備計画策定
53.4.	共同水質検査設備に対する国庫補助制度創設（補助率1/4） 無水源地域簡易水道の国庫補助制度創設
53.8.31	国が「水道水質に関する省令」を一部改正（カドミウム追加，アンモニア性窒素削除：54.4.1 施行）
55.4.	簡易水道国庫補助制度拡充（基幹的施設改良事業が補助対象）
56.3.25	国が「トリハロメタンの暫定水質目標」を設定
57.3.	広島圏域広域的水道整備計画策定
57.4.	広域的水道整備計画区域内の高料金水道に対する国庫補助制度創設
58.3.	備後圏域広域的水道整備計画策定
58.9.20	県が「簡易専用水道監視指導要領」を策定
59.2.18	国が「トリクロロエチレン等の暫定水質基準」を設定

60.11.6	水道法施行令の一部改正(簡易専用水道の規制対象範囲拡大:61.11.1 施行)
61.4.	簡易水道国庫補助制度拡充(統合簡易水道が補助対象)
62.1.29	国が「飲用井戸等衛生対策要領」を制定
63.4.	高度浄水施設に対する国庫補助制度創設(補助率1/4, 1/3)
平成	
元.4.	水道未普及地域解消事業の国庫補助制度創設 沼田川水道用水供給事業と藤井川上水道企業団が統合
元.6.27	国が「給水管等に係る衛生対策について」を通知
2.4.	老朽管更新推進事業に対する国庫補助制度創設(補助率1/4, 1/3) 県が過疎地域水道普及事業補助金交付制度創設(補助1/10)
2.5.31	国が「ゴルフ場使用農薬に係る水道水の暫定水質目標」を設定(21 項目)
3.1.23	国が「水道施設設計指針・解説」を通知
3.6.1	国が「21世紀に向けた水道整備の長期目標(ふれっしゅ水道)」を策定・公表
3.7.30	国が「ゴルフ場使用農薬に係る水道水の暫定水質目標」を追加設定(計 30 項目)
3.9.27	台風19号により県内の水道施設に多大な被害発生
4.3.27	県が備後圏域広域的水道整備計画を改定
4.10.2	太田川でシアン反応検出による事案発生
4.12.21	国が「水質基準に関する省令」を全面改定(5.12.1 施行)
5.4.	水道未普及地域解消特別対策制度の創設(9年度までの制度)
5.12.1	県が「広島県飲用井戸等衛生対策推進要領」を策定
6.2.18	才乙川で重油流出事故発生
6.3.4	水道水源保全事業の実施の促進に関する法律公布(6.5.10 施行)
6.3.30	県が「広島県水道水質管理計画」を策定
6.7.1	県(企業局)西部用水三ツ石浄水場が給水開始
6.7.	異常湧水により多数の市町村で給水制限や断水を実施
6.11.25	国が「小規模水道における膜ろ化施設導入ガイドライン」を通知
7.1.17	阪神・淡路大震災
7.3.23	県が「水道水質検査精度管理委員会」を設置
8.6.26	水道法の一部改正が公布(給水装置に係る規制緩和関係)
8.8.6	国が「腸管出血性大腸菌感染症に係る健康診断の実施」について通知
8.10.4	国が「水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」を策定
9.1.31	国が「水道の耐震化計画策定指針(案)」を策定

9.4.10	国が「飲料水健康危機管理実施要領」を策定
9.4.17	県が中山間地域水道施設整備費緊急対策事業補助金交付制度を創設 (補助率1/10)
9.4.22	国が「水道施設整備事業費用縮減行動計画」を策定
10.6.1	「水道水質に関する基準の制定について」の改正(ほう素指針値改正, ウラン, 亜硝酸性窒素追加)
10.6.19	国が「水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」を改正
10.11.30	水道法の一部改正(水質検査機関の指定基準見直し) 「水道法第20条第3項に規定する厚生大臣の指定に関する規定」の 公布・施行
11.3~12	コンピュータ西暦2000年問題への対応
11.6.29	集中豪雨により, 県内の水道施設に多大な被害発生 水質基準に関する厚生省令の一部改正(Cd, Pb, Cr(VI), Znの検 査方法にICP-MS法) 「水道水質に関する基準の制定について」の一部改正(監視項目にペ ンタソン等農薬4項目追加)
11.7.8	「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の公 布(水道法改正:12.4.1施行)
11.12.27	国が「水道水質に関する基準の制定について」を一部改正(監視項目 にダイオキシン類を追加等)
12.2.23	国が「水道施設の技術的基準を定める省令」を公布(12.4.1施行)
12.4.1	水道法の一部改正(地方分権一括法に伴う自治事務化等)
12.9.11	国が「水道水質に関する基準の制定について」を一部改正(監視項目 に二酸化塩素, 亜塩素酸イオンを追加等)
12.10.6	鳥取県西部地震
13.3.24	芸予地震により, 県内の水道施設に多大な被害発生
13.7.4	水道法改正[広域統合の推進, 管理業務の委託, 新規専用水道の規定, 貯水槽水道の管理, 利用者への情報提供等](14.4.1施行)
13.11.13	国が「水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」を改正
14.3.27	国が「改正水道法に係る関係政省令」の公布及び「水道水質に関する 基準(鉛関係)の制定について」を一部改正
14.3.	広島県水道整備基本構想(第2次)策定
14.4.1	新規専用水道の届出制度が施行(届出期間14.9.30まで)
14.6.28	国が「飲料水健康危機管理実施要領」を全面改定
14.12.3	国が「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部改正(15.4.1施行)
15.4.1	県が「健康危機管理マニュアル」を策定

15.5.30	水道水質基準に関する厚生労働省令の全面改定(16.4.1 施行)
15.7.2	水道法改正[20条・34条検査機関の登録制への移行](16.3.31 施行)
15.7.22	国が「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」を公布(検査方法告示)(16.4.1 施行)
15.7.23	国が「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」を告示(全面改定15.10.1 施行)
15.9.29	国が「水道法施行規則の一部を改正する省令」及び「残留塩素検査方法告示」を公布(水質検査計画の策定など)(16.4.1 施行)
16.1.22	国が「飲用井戸等衛生対策要領」を改正
16.3.15	県が「広島県水道水質管理計画」を改定(16.4.1 施行)
16.6.1	国が「水道ビジョン」を策定,公表
16.7.12	呉市阿賀南において県用水と呉市の共同管の漏水事故による断水被害発生
16.9.7	台風18号により県内の水道施設に多大な被害発生
17.9.4	台風14号により県内の水道施設に被害が発生
17.10.1	水道法における知事権限の事務のうち,専用水道及び簡易専用水道に関する事務を特例条例により三次市に事務移譲
17.10.17	国が「地域水道ビジョン」の作成について通知
18.4.1	水道法における知事権限の事務のうち,専用水道及び簡易専用水道に関する事務を特例条例により大崎上島町に事務移譲
18.8.25	県営水道送水トンネル崩落事故により,呉市及び江田島市において大規模な断水被害発生(断水期間8.26~9.5,断水世帯数3万2千世帯)
18.9.16	台風13号に伴う大雨により県内の水道施設に多大な被害発生
19.3.30	国が「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を策定
19.4.1	水道法における知事権限の事務のうち,専用水道及び簡易専用水道に関する業務を特例条例により竹原市,三原市,東広島市及び世羅町に事務移譲
19.6.11	国が「簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱」を一部改正(簡易水道事業統合計画書の策定)
19.7.30	国が「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」を一部改正 国が「水道事業の費用対効果分析マニュアル」を策定
19.7~8	広島大学東広島キャンパスの簡易専用水道において,中水管との誤接合により冷水機等の水を飲用した学生等の健康被害発生
19.8.13	国が「厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領」を一部改正
19.8.17	県が「広島県水道施設事故対応マニュアル」及び「飲料水を起因とす

	る健康危害管理マニュアル」を策定
19.11.15	国が「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」を公布（20.4.1 施行）
20.3.28	国が「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令」を公布（耐震性能の明確化，更新の際の耐震化など）（20.10.1 施行）
20.4.1	水道法における知事権限の事務のうち，専用水道及び簡易専用水道に関する業務を特例条例により尾道市，庄原市，廿日市市，安芸高田市，江田島市及び北広島町に事務移譲
20.7.11	国が「水道ビジョン」を改訂，公表
21.3.6	国が「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」を公布
21.4～5	国内，県内で新型インフルエンザ流行
21.7.	国が「水道におけるアセットマネジメント（資産管理）の手引き」を作成
22.1.21	県が「広島県災害対策要領（断水）」を制定
22.2.17	国が「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」を公布
22.4.1	水道法における知事権限の事務のうち，専用水道及び簡易専用水道に関する事務を特例条例により府中市及び神石高原町に事務移譲
22.7.	庄原市ほか県内各地で集中豪雨による断水被害等が発生
23.1.28	国が「水質基準に関する省令」を一部改正
23.2.2	呉市阿賀において県用水と呉市の共同管の漏水事故による断水被害が発生
23.3.11	東日本大震災により，東北・関東地方の水道施設に甚大な被害が発生
23.3.28	「広島県水道整備基本構想（第2次）」の中間見直しに際し，同構想を「広島県水道ビジョン」として改定
23.8.30	地域主権一括法の施行に伴う水道法の一部改正（地方公共団体の水道事業について，布設工事監督職員及び水道技術管理者の資格基準を条例委任）
23.10.3	国が「水道法施行規則の一部を改正する省令」を公布（事業認可等申請事務の簡素化，軽微変更範囲の拡大（23.10.3 施行），耐震化に係る計画等の情報公開，水質検査の信頼性の確保（24.4.1 施行）など） 国が「水道事業等の認可の手引き」を改正
23.11.15	国が「飲用井戸等衛生対策要領」を改正（25.4 から全市で事務を実施）
24.4.2	県が「安全で安心な水道水の安定した供給の持続」の推進を目的に水道事業者等を委員とする「広島県水道事業推進会議」を設置
24.5.	ヘキサメチレンテトラミンの流出がもとで，利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドの基準値超過による断水が発生

25.3.29	国が「新水道ビジョン」を策定，公表
25.4.1	改正水道法の施行により，専用水道及び簡易専用水道に関する事務が市に法定移譲
25.6.5	国がアセットマネジメント「簡易支援ツール」を作成，公表
25.10.25	国が「飲料水健康危機管理実施要領」を一部改定
25.12.26	県が「広島県水道施設事故対応マニュアル」及び「飲料水を起因とする健康危機管理マニュアル」を一部改正
26.2.28	厚生労働省が「水質基準に関する省令」を一部改正（26.4.1 施行）
26.3.19	国が「都道府県水道ビジョン」「水道事業ビジョン」作成について通知
26.4.1	社団法人広島県簡易水道協会が一般社団法人に移行
26.8.20	広島市ほかで集中豪雨による断水被害等が発生
27.3.6	厚生労働省が「浄水処理対応困難物質」を設定
27.3.25	厚生労働省が「水質基準に関する省令」を一部改正（27.4.1 施行）
27.6.23	厚生労働省が「水道の耐震化計画等策定指針」を改定
28.1.	北広島町，庄原市，三次市で寒波の影響と考えられる配水池の水位低下により断水被害が発生
28.3.28	厚生労働省が「水道事業等の認可の手引き」を改正
28.3.30	厚生労働省が「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部改正等及び同留意事項」を通知（28.4.1 施行）
28.3.31	厚生労働省が「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」を通知
28.3.31	「平成 26 年の地方からの提案時に関する対応方針」に基づき，厚生労働省が，厚生労働大臣の指定する都道府県に対し国の事務・権限の一部を移譲するため，「水道法施行令」を一部改正（28.4.1 施行）
28.6.7	「広島県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱」制定（28.4.1 適用）
29.3.28	厚生労働省が「水質基準に関する省令の厚生労働大臣が定める方法等の一部改正等及び同留意事項」を通知（29.4.1 施行）
29.3.31	一般社団法人広島県簡易水道協会解散

4 食 品 衛 生

年月日	概 要
昭和	
22.12.24	食品衛生法公布
25.5.2	食物中毒処理要領制定
30.6.	西日本各地に森永ドライミルク中毒事件発生
31.5.1	熊本県に水俣病発生
31.7.23	抗生物質の使用禁止
32.12.28	製造所固有記号が届出制となる。
35.3.15	食品添加物公定書第1版発行
35.4.1	広島県食品衛生監視員協議会発足
35.11.14	中性洗剤の毒性について、食品衛生調査会が「野菜、食器等の洗浄に使用しても無害」と答申
36.3.24	広島県食品添加物協会設立
38.8.16	食中毒予防週間始まる。
38.11.1	県内に合成樹脂製ゴム粘土「フラバア」による食中毒発生
39.7.13	食物中毒処理要領が大幅に改正され、食中毒処理要領と改称
39.9.29	食品衛生法に基づく表示要領が定められる。
40.6.12	新潟県阿賀野川水銀中毒事件発生
40.6.17	食品衛生監視検査車の設置
41.7.4	製菓衛生師法公布
42.11.9	違反食品等事務処理要領制定
43.3.30	残留農薬の成分規格制定（BHC5項目）
43.10.	福岡県を中心にカネミ油症事件発生
44.4.22	食中毒警報事務処理要領制定
44.10.18	チク口の使用禁止
45.5.1	農薬安全使用基準制定
45.10.15	米のカドミウム基準 1.0ppm 未満と規定
47.1.19	「農薬残留に関する安全使用基準」及び「水産動物の被害の防止に関する安全使用基準」制定
47.6.30	食品衛生法一部改正（新開発食品の販売規制、営業の管理運営基準等を規定）
48.4.10	千葉ニッコー食用油事件発生
48.9.21	食品衛生監視機動班設置運営要綱制定
49.4.16	食品衛生責任者制度発足
49.4.25	（財）ひかり協会発足。森永ミルク中毒被害者の救済事業開始

49.8.27	AF2 の発ガン性が認められ食品添加物から削除
53.9.10	愛知県内でベビーフード放射線照射事件発生
54.10.1	食品衛生関係営業許可事務の効率化を図るため、有効期間満了月を統一
55.9.17	広島県食品衛生協会の社団法人化
56.5.26	食品衛生法に基づく行政処分取扱指針制定
57.3.11	ナグビブリオ、カンピロバクター等が食中毒菌として指定
58.8.27	表示を要する食品添加物が78品目となり物質名表示も義務付け
59.6.	「辛子蓮根」を原因とするボツリヌス菌A型による食中毒発生
60.7.	ジエチレングリコールが混入された輸入ワイン事件発生
60.8.	福山保健所に営業許可、営業台帳の管理等にオフィスコンピュータを導入
61.4.26	ソ連チェルノブイリ原子力発電所事故
62.1.20	弁当そうざい(54年)、漬物(56年)、洋菓子(58年)に続いて、セントラルキッチン/カミサリー・システムの衛生規範が策定
62.4.1	かんすい及びタール色素の製剤の製品検査を自主認定制度に移行
62.10.	海田、三原、尾道保健所にオフィスコンピュータを導入
63.3.8	広島県健康食品協会設立
63.5.24	広島県食品衛生協会広島市支所が法人化(63.4.1)に伴い、県協会から独立
63.7.27	食品添加物全面表示の告示(化学的合成品について)
平成	
元.3.	廿日市・東広島・府中保健所にオフィスコンピュータを導入
元.3.24	メロン事件で広島地方裁判所に提訴(元.11.14棄却)
元.9.22	健康食品の表示等に関する指針が定められる。
元11.28	食品添加物全面表示の告示(3.7.1施行)
2.3.	竹原・三次・庄原保健所にオフィスコンピュータを導入
2.9.6	広島市で洋菓子ティラミスによるサルモネラ食中毒発生(患者数697名)
3.1.	大柿・可部保健所にオフィスコンピュータを導入
3.12.21	「食中毒対策要綱」制定
4.2.26	「食品衛生法に基づく行政処分取扱指針」改正
5.4.1	呉保健所新設(保健所8か所、保健所支所5か所)、同時にオフィスコンピュータを導入
5.4.7	福祉保健部緊急連絡用ポケットベル設置要領制定 食中毒対策要綱改正
5.10.13	ドクツルタケによる食中毒(死者2名)

6.1.10	食品衛生法による営業許可等ステッカー貼付要綱全面改正
6.1.12	広島県輸入食品衛生対策協議会設置
6.2.22	緊急輸入米の検査を実施
6.3.30	第12回アジア競技大会環境衛生対策要綱及び食品衛生特別対策事業実施要領制定(第12回アジア競技大会, 10/2~10/16)
6.9.5	いわゆるバイオテクノロジー応用食品第1号の安全確認(キモシン)
6.12.27	食品衛生法施行規則改正(食品の日付表示: 7.4.1 施行)
7.1.1	世界貿易機関(WTO)を設立するマラケッシュ協定(WTO 協定)発効[衛生植物検疫措置協会(SPS 協定)及び貿易の技術的障害に関する協定(TBT 協定)を含む。]
7.5.24	食品衛生法改正(天然添加物の指定制度及びHACCP承認制度等を導入)
7.7.1	製造物責任法(PL法)施行
7.9~12	ミネラルウォーターへのカビ等の混入問題が全国的に多発
7.11.1	営業許可及び営業施設認定の有効期間を延長(2年 4年)
7.11.24	食品衛生法施行規則改正(許可申請書の全国標準化, 継承届出等)
8.2.5	組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針の改正(同日施行)
8.3.	第51回国民体育大会食品衛生・環境衛生対策指針を策定
8.4.16	既存添加物名簿を公示(489品目)
8.6~7	比婆郡東城町の小学校でO157による集団食中毒
8.8.6	腸管出血性大腸菌が, 伝染病予防法に基づく指定伝染病に指定
8.8.19	広島県腸管出血性大腸菌感染症対策連絡会議設置(平成12.4.20 感染症対策連絡会議へ改組)
8.8.22	感染症の食中毒に対応するため「県食中毒対策要綱」を一部改正し, 「腸管出血性大腸菌感染症の対応の手引き」を作成
8.9~10	第51回国民体育大会(ひろしま国体)の開催(夏季大会9/8~9/11, 秋季10/12~10/17) 第32回全国身体障害者スポーツ大会(おりづる大会ひろしま)の開催(10/26~10/27)
9.1.16	食品衛生検査施設における検査等の業務管理基準制定(9.4.1 施行)
9.3.3	県食品衛生推進員設置要綱制定(9.4.1 施行)
9.3.24	国が「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「食中毒マニュアル」を作成するとともに, 「食中毒処理要領」を一部改正
9.4~	国が「学校給食施設の一斉点検」を全国に指示
9.10.7	県が「ダイオキシン連絡会議(事務局: 県民生活部)」を開催

10.2.21	営業許可の有効期間を延長（4年 5年）
10.4.1	食中毒処理要領の一部改正（病因物質に腸管出血性大腸菌，ウイルスを追加。）業務管理基準に基づく食品衛生検査業務の開始 福山市中核市移行
10.6～	北海道O157汚染イクラ流通により，関東を中心に患者発生 広島県食中毒発生件数全国一（散発食中毒の激増）
10.7～	和歌山カレー毒物（ヒ素）事件をはじめとする毒物混入事件，全国で多発
11.4.1	保健所・支所の機能集約（大柿保健所，竹原保健所，府中保健所，庄原保健所の支所化）
11.4.	サルモネラ・オラニエンブルグ及びサルモネラ・チェスターを病因物質とする，イカ乾製品による全国規模（1,534名有症者）の食中毒発生
11.12.28	食品衛生法施行規則の一部改正により，食中毒病因物質に4菌種（コレラ菌，赤痢菌，チフス菌，パラチフスA菌）の追加及びメタノールの削除。飲食に起因する健康被害については，食中毒であることの明確化が図られる。
12.2.23	施設基準の条例化（12.4.1施行）
12.4.24	「国民文化祭・ひろしま 2000」食品衛生対策指針の策定（開催期間12.11.3～11.12）
12.6.	雪印乳業大阪工場製造の加工乳で大規模食中毒事件発生（有症者13,420名）
13.3.	「食品の安全」に関する請願が2月県議会で採択
13.3.27	保健機能食品制度の創設
13.4.1	保健所機能集約（大柿支所，竹原支所，府中支所，庄原支所の廃止，尾道保健所，海田保健所の分室化） 遺伝子組換え，アレルギー物質を含む食品の表示義務化
13.4.24	「2001ねんりんピック広島」における食品衛生対策指針の策定（開催期間13.10.6～10.9）
13.9.19	広島県食品安全対策行政連絡会議の設置（構成：県関係部局，保健所設置市）
14.4.1	保健所試験検査課の集約（広島地域，呉地域，福山地域，備北地域）
14.4.26	「スポレク広島 2002」における食品衛生対策指針の策定（開催期間14.10.5～10.8）
14.5.31	協和香料化学(株)茨城工場による香料への指定外添加物使用の発覚
14.7.10	「食品の安全に関する基本方針等検討協議会」の設置（構成：生産者，事業者，消費者，学識経験者等）

14.7.10	中国産冷凍ほうれん草の輸入自粛(～15.2.26)
14.7.	中国産ダイエット用健康食品による健康被害の発生
15.3.31	「広島県食品の安全に関する基本方針」の策定
15.5.23	食品安全基本法公布
15.5.30	食品衛生法大幅改正(農薬等の残留規制の強化(ポジティブリスト制導入),食中毒発生詳報の国への報告の義務化,食品等事業者の責務を規定,都道府県等食品衛生監視指導計画の策定・公表)
15.8.	「広島県食中毒予防 月間」(8月)の設定
15.9.9	「広島県食品表示対策連絡会」(行政)の設置
15.12.	「広島県食品表示適正化推進月間」(12月)の設定
16.3.31	「食品の安全に関する推進プラン」(平成16～17年度)の策定
16.4.	「広島県食品衛生監視指導計画」の策定(平成16年度:初年度)
16.7.9	「広島県食品安全推進協議会」の設置(食品の安全に関する基本方針等検討協議会は廃止)
16.8.26	「広島県食品自主衛生管理認証制度」の創設(認証対象:かき作業場2類,パン製造業)
16.12.24	「既存添加物名簿」から,38品目を削除(17.2.25施行)
17.3.18	「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」を一部改正
17.7.1	特定保健用食品(規格基準型)制度の創設
17.10.4	「広島県食品自主衛生管理認証制度」認証対象の追加(菓子製造業3業種(和生菓子,洋生菓子,その他の菓子),弁当・そうざい製造業(配送・卸売り),煮豆・佃煮製造業)
18.3.15	「食品の安全に関する推進プラン」(平成18～20年度)の策定
18.5.29	残留農薬等のポジティブリスト制度施行
18.10.16	「広島県食品自主衛生管理認証制度」認証対象の追加(加工のり製造業)
18.11.	ノロウイルスが早期に流行し患者数が大幅に増加
19.3.7	「広島県食品自主衛生管理認証制度」認証対象の追加(鶏卵選別包装施設(GPセンター))
19.12.12	平成19年1月以降,広域流通食品等製造・販売における不適切な期限表示や衛生管理事案発生を受け,監視指導強化 監視指導票様式改正
20.2.1	「広島県食品自主衛生管理認証制度」認証対象の追加(弁当・そうざい製造業(店頭売り))
20.2.25	食品による薬物中毒事案再発防止のため,保健所における24時間,365日の対応体制の確保,食中毒の報告遵守徹底について通知
20.11.1	「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」を一部改正し,食品

	営業者から、健康被害や自主回収に関する情報の保健所長へ報告を義務化
21.3.31	「広島県食品自主衛生管理認証制度」認証対象の追加（食酢・加工酢製造業，みそ製造業）
	「食品の安全に関する推進プラン」（平成 21～23 年度）の策定
21.7.1	広島県食品の適正表示推進者育成事業の創設
21.9.1	JAS 法，食品衛生法，健康増進法の表示規制にかかる事務を一元的に所掌する消費者庁の設置
22.3.15	「広島県食品自主衛生管理認証制度」認証対象の追加（めん類製造業，ソース類製造業（ウスターソース類））
22.4.1	食中毒処理要領，大量調理施設衛生管理マニュアル等の改正 県健康危機事案対応要領の制定等を受け「県食中毒対策要綱」を一部改正
23.3～	福島第一原子力発電所事故に伴う食品等への放射能汚染問題の発生
23.3.31	「広島県食品自主衛生管理認証制度」認証対象の追加（ふりかけ類製造業，ソース類製造業（その他のソース類））
24.3.23	「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」「食品衛生法施行細則」等を一部改正し，許可証等掲示を義務化
24.3.30	「広島県食品自主衛生管理認証制度」認証対象の追加（漬物製造業）
24.3.31	「食品の安全に関する推進プラン」（平成 24～26 年度）の策定
	「広島県食品自主衛生管理認証制度」認証対象の追加（漬物製造業）
24.8.	基準値を超える放射性セシウムが検出された原木しいたけ汚染事案の発生
24.11.	ノロウイルスが過去 10 年間で平成 18 年に次ぐ流行
24.12.10	広島市で事業所弁当による大規模のノロウイルス食中毒発生（患者数 2,035 名）
25.2.1	漬物の衛生規範の改正
25.3.29	「広島県食品自主衛生管理認証制度」認証対象の追加（かき加工品（冷凍）製造業，食品販売業）
25.5～	カネミ油症患者の健康実態調査の実施（平成 25 年度から毎年実施）
25.6.28	食品表示法の公布
26.3.31	「広島県食品自主衛生管理認証制度」認証対象の追加（食肉販売業，魚介類販売業）
26.5.12	食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）の改正（HACCP 導入型基準の規定）

27.3.26	「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」(平成 27～31 年度)の策定
27.12.22	「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」を一部改正し、HACCP 導入型基準を追加、施設で嘔吐があった場合の消毒及び健康被害につながるおそれが否定できない情報の保健所長への報告を義務化

5 乳 肉 衛 生

年月日	概 要
明 治 39.4.11	屠場法公布
昭 和 26.12.27	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令公布
28.8.1	と畜場法公布
40.8.25	高田郡向原町で炭疽牛乳事件発生
41.3.16	炭疽対策要領の制定
46.6.15	牛乳中の有機塩素系農薬残留の暫定許容基準設定
47.8.24	牛乳及び乳製品のP C Bの暫定規制値の設定
49.4.1	三次食肉衛生検査所を開所
52.9.10	畜産物中の残留物質検査法制定
53.1.11	食鳥処理加工指導要領制定
57.3.31	三次食肉衛生検査所の検査棟増設
57.5.17	非加熱食肉製品（生ハム）の規格基準制定
59.4.1	県内の食肉衛生検査所業務を集中統合するため、三次食肉衛生検査所と食肉衛生検査所に組織の名称を変更し、東部支所を（福山市）を開設
59.12.19	獣畜の血液についてと畜検査に基づく措置が明確にされ、また、血液、血液及び血漿に係る規格基準が定められた。
60.7.8	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令が一部改正され、いわゆる LL牛乳（常温保存可能）の常温流通が可能となった。
平 成 2.6.29	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」公布
3.4.1	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」施行
7.12.26	動物用医薬品（6品目）の残留基準値設定
7.5.24	総合衛生管理製造課程による製造の承認制度の導入
7.7.9～8.9	食肉衛生検査及び食鳥検査のあり方検討会の開催（6回）
7.12.26	動物用医薬品（6品目）の残留基準値設定
8.12.25	と畜場法施行規則の一部改正が行われ、と畜場設置者およびと畜業者等の講ずべき措置が定められた。
9.8.～9.9	食肉衛生検査態勢再編整備検討会の開催（3回）
10.11.25	鶏卵の表示及び液卵の規格基準制定
11.4.1	食肉衛生検査所の東部支所の廃止
11.9.1	食肉衛生検査所新庁舎竣工
11.11.26	動物用医薬品（4品目）の残留基準値設定

13.9.21	国内で初めて B S E (牛海綿状脳症) に罹患した牛 1 頭を千葉県で確認
13.10.18	国内のと畜場で処理されるすべての牛について BSE スクリーニング検査を開始
14.6.14	「牛海綿状脳症特別措置法」公布
14.10.10	食肉衛生検査所における BSE 対応マニュアル制定
15.3.14	「一般と畜場の構造設備に関する条例」公布
15.5.30	「と畜場法」, 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」一部改正
15.11.4	広島県で B S E 罹患牛の発見
16.1.12	国内 (山口県) で 79 年ぶりに高病原性鳥インフルエンザの発生を確認
16.3.16	食肉衛生検査所に高病原性鳥インフルエンザスクリーニング検査体制を整備
17.1.6	食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル制定
17.6.26	茨城県において, H5N2 亜型の高病原性鳥インフルエンザの発生を確認
17.7.1	牛海綿状脳症特別措置法施行規則の一部を改正する省令公布 (対象月齢零月以上 21 月以上)
17.8.1	牛海綿状脳症 (BSE) 対策特別措置法第 7 条第 1 項の規定に基づき厚生労働省令で定められた月齢に満たない牛の BSE 検査実施要綱施行
17.9.30	食肉衛生検査所ホームページ開設
18.1.4	広島県衛生管理責任者及び作業衛生責任者養成講習会実施要領施行
19.1 ~	宮崎県及び岡山県において, H5N1 亜型の高病原性鳥インフルエンザの発生を確認
20.7.31	20 か月齢以下の牛を対象とした BSE 検査に対する国庫補助の終了
20.9 ~	中国産の乳及び乳製品におけるメラミンの混入が中国で確認
21.2.27	愛知県において, H7N6 亜型の高病原性鳥インフルエンザの発生を確認
21.4.1	と畜場法施行規則一部改正施行 (ピッシングの禁止)
22.4.20	宮崎県において, 口蹄疫の発生を確認
22.11. ~	9 県において, H5N1 亜型の高病原性鳥インフルエンザの発生を確認
23.4.19	生食用食肉による腸管出血性大腸菌 O111 食中毒が発生 (富山県ほか 3 県, 死者 5 名, 有症者 181 名)
23.9.12	食品, 添加物等の規格基準の一部改正公布 (生食用食肉の規格基準の制定)
23.9.16	広島県認定生食用食肉取扱者要請講習会実施要領制定
23.9.22	食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部改正 (生食用食肉の表示基準の制定)

23.10.1	食品，添加物等の規格基準の一部 改正施行（生食用食肉の規格基準） 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令
24.1.4	の一部改正施行（生食用食肉の表示基準）
24.3.23	広島県生食用食肉の取扱いに関する指導要綱制定 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部改正公布（生食用
24.6.11	食肉の調理又は加工を行う施設の基準，営業許可証の掲示義務）
24.6.25	広島県生食用食肉の取扱いに関する指導要綱の一部改正
24.7.1	食品，添加物等の規格基準の一部改正公布（牛肝臓の規格基準の制定）
25.2.1	食品，添加物等の規格基準の一部改正施行（牛肝臓の規格基準） と畜場法施行規則の一部改正公布（月齢別による特定部位の基準の制定） 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正公布（対象月齢21月以上 30月超） 食品，添加物等の規格基準の一部改正公布・施行（分別管理等のガイドライン，輸入国及び月齢に関する規定など）
25.6.3	厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正公布（対象月齢30月以上 48月超，分別管理等のガイドライン改正）
25.6.14	牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する説明会（対象月齢30月以上 48月超）
26.4.13	熊本県において，H5N8 亜型の高病原性鳥インフルエンザの発生を確認
26.5.12	と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正公布（HACCP 導入型基準の規定，27.4.1 施行）
26.11.14	「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」の通知
26.12.~ 27.1.	宮崎県ほか3県において，H5N8 亜型の高病原性鳥インフルエンザの発生を確認
26.12.25	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品，添加物等の規格基準の一部改正公布・施行（乳の成分規格の改正）
27.1.9	食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令の一部改正・施行（ナチュラルチーズ・発酵乳の表示基準）
27.3.27	と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正公布・施行（牛の特定部位変更，分別管理のガイドライン改正） 食品，添加物等の規格基準の一部改正公布・施行（牛の脊柱の取扱いに関する規定の改正）

27.6.2	食品，添加物等の規格基準の一部改正公布（豚食肉の規格基準制定）
27.6.12	食品，添加物等の規格基準の一部改正公布（豚食肉の規格基準）
27.7.23	アフラトキシンを含有する食品の取り扱いについて（牛乳中のアフラトキシン M1 に対する基準値の制定・食品衛生法第 6 条第 2 号）
28.6.8	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正（製造基準）
28.2.13	厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正公布（対象月齢 48 月超 廃止・平成 29 年 4 月 1 日施行）

6 水産衛生

年月日	概 要
昭 和	
7.5.8	広島県牡蠣営業取締規制制定
24.7.1	広島県水産食品衛生条例公布
26.10.25	食品衛生に関する条例公布
33.12.15	かきの処理をする作業場に関する条例公布
35.1.26	特別処理かき表示要綱制定
35.3.31	広島県輸出向冷凍かき処理業者登録条例公布
35.4.21	(株)日魯漁業輸出冷凍かきの生産開始
36.11.28	米国ワシントンで開催の米国貝類衛生会議（第1回日米会議）に参加
37.10.24	日米貝類衛生取り決めに調印
40.1.18	佐伯郡大柿町で、はぼうき貝による麻痺性貝毒発生
41.9.10	東京都で広島県産マツタケカマボコからA B S検出
41.12.	広島県産かきによる食中毒が関東以西11都府県で発生
42.11.10	生食用かき養殖海域として海水100ml当たり大腸菌群70以下の海域を指定
47.8.24	魚介類等に残留するP C Bの暫定的規制値設定
48.2.17	広島県産かきのカドミウム汚染が問題化、広島かき衛生対策協議会を設置
53.9.29	生かきの取扱いに関する指導要領の設定
56.9.16	かき養殖海域の指定変更
59.2.21	フグの処理等に関する指導要綱制定
59.3.29	フグ処理者養成講習会実施要領制定
59.11.9	生食用かき人工浄化実施要領制定
60.7.9	生食用かき人工浄化実施要領に基づく条件付指定海域の設定
63.3.15	生食用かき人工浄化実施要領に基づく条件付指定海域の変更
平 成	
元.8.25	殻付きかきの取扱いに関する指導要領の制定
元.9.14	生かきの取扱いに関する指導要領の一部改正
2.5.22	貝毒対策実施要領の制定
4.4.	広島湾で採取されたかき等から規制値を越える麻痺製貝毒が検出され出荷自主規制等の措置をとった。
7.12.22	食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例の一部改正
8.10.9	生食用かきの病原性大腸菌に関する衛生対策の制定

9.10.9	SRSV 対策実施要領の制定
10.12.28	食品衛生法施行規則が一部改正され、生食用かきの表示すべき事項として、採取海域が追加された。
12.8.15	夏期における殻付きかき出荷衛生対策指針の制定
12.9.1	生かきの取扱いに関する指導要領の一部改正
13.3.30	生かきの取扱いに関する指導要領の一部改正
13.8.7	食品、添加物等の規格基準が一部改正され、生食用かきの規格基準に腸炎ビブリオに関する項目が追加されたのを受け、生かきの取扱いに関する指導要領を一部改正した。
14.10.4	輸入かきの取扱いに関する指導指針の制定
16.2.20	貝毒対策実施要領の一部改正
17.9.7	生食用かき人工浄化実施要領に基づく条件付指定海域の変更
18.12.	ノロウイルス感染症の大流行に伴うかきの風評被害が発生
19.10.23	かきのノロウイルス自主検査体制の構築を広島かき生産対策協議会及び広島かき出荷組合に対して要請し、自主検査が開始された。
20.3.28	生かきの取扱いに関する指導要領の一部改正
21.4.1	貝毒対策実施要領の一部改正
22.4.7	生かきの取扱いに関する指導要領の一部改正
23.4.1	貝毒対策実施要領の一部改正
23.10.13	特別処理かき表示要綱の一部改正
24.3.23	かきの処理をする作業場に関する条例及び特別処理かき表示要綱の一部改正
24.8.17	貝毒対策実施要領の一部改正
24.8.30	生かきの取扱いに関する指導要領の一部改正(かき運搬届届出済証交付制度の導入)
25.3.22	広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例の一部改正
25.8.12	広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例施行規則の一部改正
26.5.8	生食用かきの海域表示の変更(三津湾海域の範囲を変更)
27.4.1	食品表示法の施行に伴う根拠法令の変更 (生かきの取扱いに関する指導要領、夏期における殻付きかき出荷衛生対策指針、輸入かきの取扱いに関する指導指針)
29.3.16	貝毒対策実施要領の一部改正(かきの調査・検査地点の追加(福山湾))

7 動物愛護

年月日	概 要
昭和	
5.7.15	畜犬取締規制制定
23.3.19	狂犬病予防条例公布
25.8.26	狂犬病予防法公布
27.9.16	全国的な狂犬病の発生に伴い、狂犬病予防特別対策要綱制定
29.8.27	広島市に狂犬病疑似犬発生。犬の移動禁止措置をとる。
32.3.27	狂犬病予防関係事務取扱要領制定
32.4.	高田郡向原町に猫の狂犬病発生。飼犬のけい留命令、予防注射実施
33.10.8	飼犬の管理に関する条例公布
47.9.6	犬捕獲用麻酔銃取扱要領制定
48.10.1	動物の保護及び管理に関する法律公布
54.8.2	千葉県神谷寺のトラ脱走事件発生
55.2.8	広島県動物保護管理条例公布（飼犬の管理に関する条例廃止）
55.3.30	広島県動物愛護センター非常勤職員設置要綱制定
55.3.31	広島県動物愛護センター業務取扱要領制定
55.4.1	広島県動物愛護センターを開所
55.4.11	負傷疾病犬等の収容措置業務実施要領制定
56.9.23	動物愛護のつどい（第1回）が開催される。
60.7.12	狂犬病予防法が改正され、狂犬病予防注射が年1回になる。
62.3.30	広島県動物愛護センター非常勤職員設置要綱を一部改正し、府中保健所駐在を廃止
62.10.7	小鳥のオウム病対策実施指針が示される。
63.12.26	ペット動物（犬・猫）由来人畜共通伝染病予防方策が示される。
平成	
6.11.11	狂犬病予防法の一部改正（犬の登録が年1回から生涯1回となる。）
11.7.16	狂犬病予防法の一部改正（犬の登録事務が知事から市町村長へ移譲された。）
11.12.22	動物の保護及び管理に関する法律が一部改正（動物取扱業者の規制が導入された。）され、動物の愛護及び管理に関する法律となる。（12.12.1施行）
12.12.21	広島県動物保護管理条例を一部改正し、広島県動物愛護管理条例とする。（13.1.6施行）
14.4.17	広島県動物愛護センター動物愛護相談員設置要綱を一部改正（非常勤職員から動物愛護相談員へ変更）

16.3.22	広島県動物愛護センター動物愛護専門スタッフ設置要綱制定
17.6.22	動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正(動物取扱業の登録制の導入,特定動物の飼養許可制の全国一律化等)(18.6.1 施行)
18.3.27	広島県動物愛護管理条例の一部改正(特定動物の飼養許可制に係る規定の削除)(18.6.1 施行)
18.3.30	広島県狂犬病対応マニュアル制定(18.4.1 施行)
18.10.31	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針が示される。
18.11.16	国内で36年ぶりに狂犬病患者が発生
19.6.1	広島県動物愛護管理推進協議会設置要綱制定
20.3.27	広島県動物愛護管理推進計画策定
21.4.1	動物愛護センターが団体譲渡登録を開始
22.6.1	広島県動物愛護推進員委嘱
24.9.5	動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正(犬猫販売業の規制創設,第二種動物取扱業の創設,犬猫の引取りを拒否できる旨のただし書きの追加等)(25.9.1 施行)
25.8.30	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針が一部改正される。
26.3.27	広島県動物愛護管理推進計画改定
27.3.31	犬猫の定時定点引取りを廃止